

南加賀広域圏事務組合特別職の職員等で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年5月20日

南加賀広域圏事務組合管理者 和田 慎 司（署名）

南加賀広域圏事務組合条例第1号

南加賀広域圏事務組合特別職の職員等で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

南加賀広域圏事務組合特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

南加賀広域圏事務組合特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和53年南加賀広域圏事務組合条例第7号)の一部を次のように改正する。

別表に備考として次のように加える。

備考 この表の規定にかかわらず、公平委員会委員及び公設地方卸売市場運営協議会委員については、審議、調査又は会議等に要した時間が4時間以下であった場合は、報酬の額を日額4,100円とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。